

富山県告示第416号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年10月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

射水市

2 事業の種類

射水市片口コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

富山県射水市片口高場地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、射水市片口高場地内の土地を起業地とする射水市片口コミュニティセンター整備事業（以下「本件事業」という。）である。

コミュニティセンターは、射水市が、市民による地域づくり活動や生涯学習、世代間の交流等に関する事業の用に供するために設置した施設である。

本件事業は、射水市が事業主体となり、コミュニティセンターの移転新築を行うものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である射水市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

射水市では、市民と行政による協働のまちづくりを進めており、市立公民館から移行した市コミュニティセンターを、各地区における「地域づくりの拠点」、「生涯学習の場」、「市民交流の場」、「防災拠点施設」等、住民が地域に密着した活動を行うための拠点施設として活用している。

本件事業の対象地区である片口地区においても、コミュニティセンターが、様々な市民協働の取組やサークル活動等に活用されている。

しかしながら、現在のコミュニティセンターは、昭和55年2月に建築されたものであり、老朽化による損傷がみられるほか、現行の耐震基準が導入される以前に建築された施設であることから、耐震機能に課題がある。

また、児童室や多目的ホールが無いなど室が不足していることや、トイレが中二階にあり高齢者や障害者の利用に対応していないなどから、多様化する活動需要に対応できないなどの支障が生じている。さらに、敷地が狭く駐車スペースが不足していることから、路上駐車をせざるを得ない状況となっており、交通安全上の問題も指摘されている。

これらの課題を解消するには、建物の増改築や駐車場の増設等の施設整備を図る必要があるが、現在地は周囲を道路と民家に囲まれており、現在地での整備が困難であることから、地元自治会等からも適地とされている起業地への移転新築を計画しているものである。

本件事業により、様々な住民が利用しやすい充実した環境が整備され、子どもから高齢者まで幅広い世代の交流や多種多様なサークル活動等の住民が地域に密着した活動を行う拠点としての活用がさらに活発化し、射水市が進める協働の目的である「地域の活性化」、「地域を支える人材の育成」等に大きく寄与すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、近隣の3候補地で比較検討した結果、工事費等の経済的条件

の比較等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在のコミュニティセンターは、(3)アで述べたように、住民の利用に支障があるほか、耐震機能に課題があること等から、新たなコミュニティセンターの整備を早期に行う必要があると判断される。また、地元の自治会から本件事業についての強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
射水市役所